

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年6月号 | No. 06/2018

PCT ニュースレター (日本語抄訳) は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 運用 40 周年記念

2018年1月24日は、PCT 第 I 章の発効から40周年の記念日でした (*PCT Newsletter* 2018年2月号参照)。PCT の発効からわずか4ヶ月の1978年6月1日に PCT の運用が開始され、PCT 出願と国際予備審査請求書の提出が可能になりました。2018年6月1日には、WIPO 本部にて記念式典が行われ、WIPO 事務局長であるフランシス・ガリ氏が国際特許制度の40周年を祝しました。その中でガリ氏は、PCT は国際協力の素晴らしい成功例であるとし、PCT の効率的な運用を実現している事務局の職員に謝意を述べました。彼のスピーチの一部 (短い3分間の動画) を、以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/40years/index.html>

運用を開始して以来、PCT は著しい成長を遂げています。発効から最初の6ヶ月間では、当該制度の下わずか459件の国際特許出願が提出されただけでした。その26年後 (2004年後半) には100万件目の出願がされ、およそ13年後 (2017年2月) には300万件目の PCT 出願が公開されました。WIPO の PATENTSCOPE データベースでは、毎週平均して約5,000件の PCT 出願が公開されており、これまで PCT 制度を通して出願された340万件の国際特許出願が収録されています。

過去40年間、(世界的な経済危機の高まりにあった2009年の) わずか一度の例外を除き、PCT 出願件数は毎年着実に伸びています。2017年は243,500件の PCT 出願件数を記録し、2016年の出願件数に対し4.5%の増加を示しました。

当該制度の開始以来、米国に拠点を置く出願人が毎年最多の PCT 出願を出願しており、2017年だけで約57,000件の出願がありました。しかし2000年代初頭からは、アジア諸国での PCT の利用において著しい増加が見られ、特に中国からの出願人による利用において大きな成長が見られます。2003年以降、中国は10%以上の PCT 年間成長率を示しており、2017年には当該制度の2番目のユーザになりました。

PCT の加盟数に関しては、1991年には50の締約国であったものが1999年には100に増え、今日では152に上ります。これは世界の大多数の国が PCT 制度の一部であることを意味します。

過去40年間において、PCT は以下に挙げるその他の多くの重要な変化を経験してきました。

- 紙形式による出願と処理から電子形式による出願と処理への移行
- 公開言語数の5言語から10言語への増加
- 国際機関数の5機関から23機関への増加
- 1995年には10万件以下だった国内段階移行件数が2017年には61万5000件へと増加

PCT 規則及び規則に附属する手数料表の改正

2017年10月2日から11日までジュネーブで開催された第49回会合にて、PCT 同盟総会は2018年7月1日に発効する PCT 規則改正を採択しました。

改正内容は以下のとおりです。

- PCT 規則4.1(b)(ii)及び41.2(b): PCT 総会の第47回会合（2015年10月開催）及び第48回会合（2016年10月開催）にてそれぞれ採択された規則12の2及び23の2の改正の結果として、参照番号が修正されました。詳細は、文書 PCT/WG/10/5をご参照ください。
(http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/10)
- PCT手数料表: 手数料表の項目5における90%の手数料減額は、減額の適格性を有しない者又は企業に代わって国際出願を提出する者ではなく、自らの権利として国際出願を提出する者のみを対象としていることが明確化されました。詳細は、文書 PCT/WG/10/8をご参照ください。
(http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/10)

また、これらの改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションのご利用に関する情報については、以下の“PCT 関連資料の最新/更新情報”をご覧ください。

2018年7月1日に発効する修正された PCT 規則と手数料表の全文は、以下のリンク先ページの右側から、それぞれアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html> (アラビア語)

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html> (中国語)

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html> (英語及びイタリア語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html> (独語)

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html> (ポルトガル語)

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html> (ロシア語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html> (スペイン語)

ePCT 最新情報

ePCT システムの最新版 (バージョン4.3) が2018年5月23日に導入されました。新機能のいくつかを以下にご紹介いたします。

出願人のための ePCT

ePCT 出願は以下の新機能を含みます。

- 外部の署名: 多くのユーザからの要請を受けて導入された当該新機能では、署名権者がePCTシステム¹へアクセスする必要なしに、ePCTで保管された作成中の書類に署名することを許可します。詳細は、以下のリンク先をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=609>

- アクセス権管理のさらなる改善: アクセス権を編集する時に、個人の eHandshake ユーザに加えて、全ての既存のアクセス権を書き換えるか又は追加のアクセス権のグループとして、既存のアクセス権のグループを追加することが可能になりました。
- 番地要素なしでの住所の記載: アドレス帳を含め、ePCT 上で住所を記入する時に、番地が適用されない旨 (以前は、番地は住所の必須要素でした) を記載することが可能になりました。
- ePCT を利用して作成される PCT 規則 4.17(i) に基づく申立て: 1度の作業で複数の発明者を選択することが可能になりました。さらに、願書様式の言語が英語への音訳が必要な言語である場合には (つまり、アラビア語、中国語、日本語、韓国語及びロシア語)、規則 4.17(i) に基づく申立ても音訳が表示されます (当該機能は今後、他の申立てへ拡張される可能性があります)。
- ePCT へアップロードするための PDF ファイルを作成する際のヒント: チュートリアルビデオのリンク先へのショートカット (“サポートページ” でご利用可能) が ePCT 出願の “書類” 欄に追加されました。
- 新しい書類の種類: “IPEA の見解書への公式な応答” という書類が、IPEA へアップロードするための書類の一覧に追加されました。

関連するスクリーンショットや当該最新版に含まれるその他の変更に関する情報を含む、上述の変更についての詳細は、以下のリンク先から PCT 電子サービスサポートページの “What’s new in ePCT for applicants?” をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/support.html>

受理官庁、指定官庁及び国際機関のための ePCT

ePCT バージョン 4.3 は、いくつかの官庁向けの新機能とユーザである官庁からの意見に基づいた改善機能を含みます。当該バージョンは以下の新機能を含みます。

- 国際出願及び関連する作業の官庁の審査官への割当て
- 調査及び審査報告のアクション機能への標準化項目と引用文献の検索機能の組み込み
- PCT-SAFE 又はその他の附属書 F に準拠したシステムを介して電子的に提出された新規国際出願の ePCT へのインポート
- 5大特許庁のための協働調査及び審査機能に対する重要な改善

官庁向けの ePCT システムのこれらの機能に関する詳細は、以下のリンク先から “関連機関・官庁向けの ePCT サービス” の PCT ウェブページをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/ja/epct/epct_office_guideline.html

¹ 米国特許商標庁へ出願する場合には、ePCT 機能における添付書類は許可されていないため、イメージ署名に関しては制約があります。そのため、受理官庁としての米国特許商標庁へ提出される国際出願には当該機能をご利用いただけないことにご留意ください。

出願人のための及び官庁のための ePCT の新機能に関するご質問は、PCT 電子サービスのヘルプデスクへもお問い合わせいただけます。

電子メール: pct.eservices@wipo.int

電話番号: (+41-22) 338 9523

又は “contact us” リンクを介してご連絡ください。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスをご利用いただくためには、先の出願が提出された官庁が DAS の提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS の提供庁である必要はありません。

国立工業所有権機関 (ブラジル) とデンマーク特許商標庁

2017年12月1日から DAS の提供庁として運用している国立工業所有権機関 (ブラジル) と、2011年11月1日から DAS の提供庁として運用しているデンマーク特許商標庁は、それぞれ2018年4月1日と2018年6月1日から、DAS の取得庁としての運用も開始したことを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#BR>

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#DK>

DAS 参加庁の一覧は、以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

中国で付与された特許のカンボジアでの登録

“中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO) とカンボジア王国産業工芸省 (MIH) の間で交わされた中華人民共和国で付与された特許のカンボジア王国での登録に関する覚書” が、2018年3月29日に署名されたのを受けて、中国で付与された特許 (PCT 出願をもとに付与された特許を含む) の権利者がそれらの特許をカンボジアで登録することが可能になりました。

当該取決めにに基づき、中国で付与された特許をカンボジアで登録する前に、MIH は実体的なレビューを実施することなく必要な出願書類を確認するでしょう。カンボジアで登録された中国の特許は、2003年1月22日に発効し、その後2017年11月22日付けで改正された特許、実用新案証及び意匠に関するカンボジアの法律のもと付与された特許と同一に扱われます。また、カンボジアでの保護は中国で保護されるのと同期間、維持されます。当該取決めは、特許が有効であることを前提に、2003年1月22日以降に出願され中国で付与された特許をカンボジアで登録できるよう遡及効を有しています。

なお、上記は実用新案若しくは意匠には適用されない点についてご注意ください。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

http://www.mih.gov.kh/File/UploadedFiles/4_18_2018_23_29_19.pdf

<http://english.sipo.gov.cn/news/officialinformation/1122884.htm>

中国で付与された特許をカンボジアで登録する時に使用される願書様式は、以下のリンク先からご利用いただけます。

http://www.mih.gov.kh/File/UploadedFiles/4_19_2018_0_15_46.pdf

7月と8月の合併号

次回の *PCT Newsletter* は7月と8月の合併号となり8月に発行予定です。今月号と7-8月号が発行されるまでの間に、PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT 電子メール更新サービスにてご案内します。新たに *PCT Newsletter* が掲載される際や、臨時のお知らせを行う際に PCT ユーザにその旨をご案内するこのサービスをまだご利用されていないようでしたら、以下の電子メールプラットフォームにて無料で購読手続きいただけます。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter

7-8月号が発行される前に、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先にて更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

PCT 公開スケジュールの変更

2018年9月7日の公開

2018年9月6日(木)はWIPOの閉庁日に当たる為、通常その日に公開されるPCT出願(公示(PCT公報)も同様)は2018年9月7日(金)に公開されます。しかし、PCT出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は2018年8月21日(火)の24時(中央ヨーロッパ時間(CET))までに国際事務局に受理される必要があります。

国際出願の電子出願及び処理

スウェーデン特許登録庁によるPCT-SAFE出願の受理停止

受理官庁としてのスウェーデン特許登録庁は2018年8月1日から、PCT-SAFEを利用しての電子形式による国際出願の受理を停止する旨を国際事務局へ通知しました。当該官庁は、ePCT出願とEPOオンライン出願を利用しての電子形式による国際出願は引き続き受理します。

(PCT出願人の手引 附属書C(SE)が更新されました。)

WIPO本部での上級者向けPCTセミナー

上級者向けPCTセミナーが2018年9月17、18日にジュネーブのWIPO本部にて開催されます。当該セミナーは特許及び技術部門の経験豊富なスタッフにより実施され、出願、調査及び審査、ePCT、国内段階移行、最近の及び今後の進展に関するセッションを含む予定です。当該セミナーは特許管理者、パラリーガル(事務所員)及びPCT制度に既に精通しているユーザを対象としております。

オンライン登録の詳細やさらなる情報へのリンク先は、まもなくPCTセミナーカレンダーにて提供されます。

PCT 最新情報

AE: アラブ首長国連邦 (官庁の名称、所在地とあて名、電子メールアドレス)

AU: オーストラリア (電話番号、要求される翻訳文の内容)

CO: コロンビア (手数料)

ES: スペイン (国際公開後の仮保護)

MX: メキシコ (手数料)

PL: ポーランド (代理人に関する要件、国内段階移行の特別な要件)

SE: スウェーデン (電子形式による国際出願の提出)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、中華人民共和国国家知識産権局、スウェーデン特許登録庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

パワーポイントプレゼンテーション

2018年7月1日に発効するPCT規則改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションが、それぞれ中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語及びスペイン語で以下のリンク先からご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule_changes_archive.html (中国語)

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html (英語)

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html (仏語)

http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html (独語)

http://www.wipo.int/pct/ja/texts/ppt/rule_changes_archive.html (日本語)

<http://www.wipo.int/pct/ko/texts/ppt/2018changes.pptx> (韓国語)

http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html (スペイン語)

セミナー資料

PCT 手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料が、2018年7月1日に発効するPCT規則改正を反映し英語、日本語及びスペイン語にて更新されました。それぞれ下記のリンク先にて掲載されております。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf (英語)

http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf (日本語)

http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/document.pdf (スペイン語)

その他の言語はまもなく掲載されます。

欧州特許庁: 手数料の支払方法に関する追加のお知らせ

欧州特許庁 (EPO) への手数料の支払い方法の変更に関して、PCT Newsletter 2017年12月号に掲載されたお知らせに加えて以下をお知らせします。これは、EPOへ引落としの請求により支払いをする出願人に関連します。

2017年11月1日から、EPO で保有する預金口座からの引落としに関する引落としの請求は、電子処理可能な形式で送付される必要があります（2017年 EPO 官報の補足文書5、預金口座の手配（Arrangements for deposit accounts (ADAs)）とその附属書参照：

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/etc/se5.html>）。

国際出願が提出される方法（つまり、電子的な出願か又は紙形式での出願か）にかかわらず、出願人が預金口座の引落としによる手数料の支払いを希望する場合、引落としの請求は常に以下の方法の一つを利用して電子的に提出される必要があることを意味します。

- PCT 手数料計算及び支払機能を利用している EPO オンライン出願ソフトウェア、PCT-SAFE、CMS 又は ePCT、若しくは
- EPO オンラインサービスにおけるオンライン手数料支払 (OFP)

これらの新たな要件は、自動引落とし請求の提出に関しても適用します。

そのため、出願が提出された方法にかかわらず、引落とし請求が紙形式、ファックス、ウェブ形式の出願サービスを介して又は PDF の添付書類のように異なる形式を利用して提出される場合には、当該請求は無効となり、実行されません。また WIPO で保有する預金口座の引落としによる EPO への PCT 手数料の支払いはできないことにご留意ください。

ADAs の改訂に関する詳細は、以下のリンク先から、預金口座の手配とそれらの附属書の改訂に関する、2017年9月27日付けの EPO からの通知をご参照ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/etc/se5/p2/2017-se5-p2.pdf>

WIPO 翻訳

韓国知的所有権庁、WIPO 翻訳を自庁の特許出願及び審査処理へと統合した初めての特許庁に

韓国知的所有権庁 (KIPO) と WIPO は、KIPO が自庁の特許出願及び審査処理への WIPO 翻訳の統合を開始する旨の覚書に署名しました。PCT 官庁としては初めての試みです。

WIPO 翻訳は、極めて技術的な特許文献を、一般的な使用により近い様式、構文で第2言語へ翻訳する、最先端のニューラル機械翻訳技術を使用しています。これは、過去の技術で開発された特許翻訳ツールや人工知能を同様に利用する他のウェブベースの製品をはるかに凌ぐものです。当該新技術は PCT の公式言語（アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語）の全ての特許文献を英語に、また、英語からそれらの言語のいずれかに翻訳します。

WIPO 翻訳は、膨大な特許文章を用いて専門的に教育されており、発明の特徴点に応じて翻訳する“分野－認識－技術”を含みます。本ツールは、国際特許分類を基にした32の技術分野を組み込んでおります。当該システムが翻訳プロセスにおいて不明確な表現を除外することを可能にします。当該技術は、特定の文章を翻訳する際、特定の技術分野を考慮することにより、より正確な翻訳を可能にします。これは特許翻訳の世界において唯一の技術です。

詳細は、以下のリンク先から、プレスリリースをご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2018/article_0004.html

実務アドバイス

ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストを正しい形式で国際調査機関へ提出しない場合の帰結

Q: イメージファイルとしての配列リストを含む国際出願を提出する予定ですが、国際調査のためには、配列リストはテキストファイルとして電子形式で提出される必要があることに気づきました。出願時にテキストファイルとして配列リストを提出できい場合、出願後にその提出を求められるでしょうか？求められるのであれば、この提出のために特別な手数料を支払う必要はあるのでしょうか？

A: 運用中の 22 の各国際調査機関 (ISA) は、配列リストが国際調査の目的で考慮されるようにするためには、電子形式 (テキストファイルとして) による配列リストの提出を出願人に求めます。さらに具体的にいうと、PCTに基づく実施細則の附属書C (“PCTに基づく国際特許出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸配列表の表記に関する標準”)² (以下、“附属書C”) に定める基準に従う必要があります。附属書CはWIPO標準ST.25 (“特許出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸配列表の表記に関する標準”)³ においても推奨されています。さらに配列リストは、関連するISAが認める電子媒体で送達される必要があります。

国際出願が必要な要件を満たしていない配列リストを含む場合、例えば紙形式でのみの提出若しくはイメージファイルとしてのみ (例えば、PDF 形式) の提出の場合、又は附属書Cに従っていないテキストファイルとして提出された場合には、ISA は、ある一定の期間内に、国際調査のために必要な基準に従う配列リストの提出を [様式 PCT/ISA/225 (“ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストの提出の求め、及び該当する場合には遅延提出手数料の支払いの求め”) を利用して] 求めるでしょう。また当該求めは、PCT 規則 13 の 3.1(c) に従い、ISA への遅延提出手数料の支払いを要求する場合があります、その額はISAが定めるものとしていますが、国際出願手数料の額の 25%を超えてはなりません。22 のISAのうち、現在そのような遅延提出手数料を課しているISAは12あります。

- 国立工業所有権機関 (ブラジル)
- 中華人民共和国国家知識産権局
- エジプト特許庁
- 欧州特許庁 (EPO)
- フィンランド特許登録庁 (PRH)
- イスラエル特許庁
- インド特許庁
- 韓国知的所有権庁
- 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)
- トルコ特許商標庁 (Turkpatent)
- 米国特許商標庁 (USPTO)
- ヴィシエグラード特許機構 (VPI)

² 参照: <http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>

³ 参照: <http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf> and <http://www.wipo.int/standards/en/pdf/03-25-01.pdf>

上述の様式では、PCT 規則 13 の 3.1(a) に基づき提出された附属書 C のテキストファイルに含まれる情報が、提出された国際出願の一部を構成する配列リストと同一であることを確認する陳述を提出することも求めます。

指定された期間内に求めに従わない場合、例えば求めに対する応答として後から提出された配列リストが必要な基準に従っていない場合には、PCT 規則 13 の 3.1(d)に従い、ISA は配列リストなしで有意義な調査を行うことができる範囲においてのみ国際出願の調査を行うことを要求されるため、国際調査は制限され得るでしょう。これは審査官が特定の配列を対象にした請求の範囲を調査しない可能性があることを意味します。

後から提出された配列リストが必要な基準に従っている場合であっても、上述の ISA の一つにより遅延手数料が要求されており、指定された期間内に当該手数料を支払わない場合には、求めに応じて提出された配列リストが考慮されない可能性があります。

それぞれの ISA が要求する電子媒体の種類に関する情報や、どの ISA が PCT 規則 13 の 3.1(c) に従い、遅延提出手数料の支払いを課すのかを知るための情報、また当該手数料の適用額についての情報は、PCT 出願人の手引 附属書 D の関連部分をご参照ください。

国際出願の一部を構成する配列リストは、国際出願の他の部分と同時（又は少なくとも同日）に提出される必要があることにご留意ください。また国際出願の提出時に配列リストが附属書 C のテキストファイルとして提出される場合は常に、その提出されるテキストファイルが国際出願の開示と調査目的の両方に使用されるため、PCT 規則 13 の 3 に基づく目的のためテキストファイルの別のコピーを提出する必要はないことにもご留意ください。

明細書の配列リストの部分は、ISA にとって正しい形式の配列リストであるように、国際出願の提出時に附属書 C のテキストファイルとして提出するよう出願人に強くお勧めいたします。こうすることで ISA に対する必要な遅延手数料の支払いを回避できるだけでなく、30 枚を超えた場合に支払う手数料のために国際出願のページ/用紙の全枚数を計算する場合にもテキスト形式による明細書の配列リストの部分は考慮されないで済むでしょう。国際出願と共に配列リストを提出する時には、願書様式において国際出願の一部として記載されるべきです。この作業を実行する場合の方法は、出願方法によって異なります。例えば以下のとおりです。

- ePCT を利用して出願する場合には、配列リストは附属書 C のテキスト形式である必要があります（PDF 形式は許可されていません）、"国際調査" の欄に添付されるべきです。"国際調査のために電子形式の配列表を添付する" の欄をチェックし、"国際出願の一部を構成する書類として提出" を選択すべきです。
- PCT-SAFE を利用して提出する場合には、最初に生物のタブから "明細書は配列表を含む" の欄をチェックし、附属書 C のテキストファイルをアップロードする時に内容のタブから、"明細書の一部として提出する" の欄をチェックすべきです。
- EFS-Web を介して受理官庁としての米国特許商標庁へ出願する時に、PDF での願書様式を利用して電子的に出願する場合には、様式 PCT/RO/101 の第 IX 欄の項目 (g) の関連する欄をチェックすべきです。